

国内研究助成

2019年度 募集要項

1. 助成対象分野

自然科学・技術（1） 水処理に関する理論、技術、分析などの研究	【採択予定 17件】
自然科学・技術（2） 水域生態系保全に関する研究	【採択予定 16件】
人文・社会科学 水に関する文化、教育、歴史、政策、制度などの研究	【採択予定 7件】
特別テーマ 「水を究める」研究	【採択予定 3件】
萌芽的研究 自然科学・技術の分野、人文・社会科学の分野で 特に新しい切り口や手法に基づく水に関する研究	【採択予定 15件】

2. 応募資格

- (1) 日本国内の大学、高等専門学校、その他研究機関（民間団体・企業を除く）に所属する研究者
（助成期間中に民間団体・企業に異動・就職予定の方、長期休暇所得予定の方は応募をご遠慮ください）
- (2) 原則として45歳以下であること
- (3) 助成金の管理および経理事務を申請者の所属機関が行なえること
（申請者個人あるいは研究室の口座への振込みは行っておりません）

3. 研究助成対象期間

2019年10月1日から2020年9月30日

4. 採択されたあとの義務

- (1) 研究概要の提出（助成金贈呈式の出席者等に当該年度の助成研究を紹介することを目的とする）
 - a) 助成研究概要：7月末までに提出すること
- (2) 報告書の提出（研究成果を広く一般に普及すること、および助成金使途の確認を目的とする）
 - a) **研究成果報告書**：2020年10月末までに提出すること
 - b) **経理報告書**：2020年10月末までに提出すること
 - c) 所属機関発行の帳票：経理報告書に添付して提出すること
（支払日、購入先、金額、購入品が記されている一覧表または明細）
※助成金の管理および経理事務は申請者の所属機関が行なうこと
- (3) 公開論文
 - a) 助成研究にかかわる発表論文（外部発表、投稿など）については、
公開後速やかに事務局にコピーを提出すること
 - b) 論文作成時に当財団の研究助成を得たことを記述すること（Acknowledgment）
（当財団の助成活動を広く周知することを目的としている）
- (4) 助成金贈呈式への参加
助成金贈呈式を以下の通り開催するので参加すること

日 時：2019年8月30日（金）

場 所：新宿 京王プラザホテル

5. 申請手続

- (1) 応募方法： **申請書**をダウンロードし、**E-mail**に添付して申請者ご本人より提出
- (2) 応募期間： **2019年4月1日(月)～4月25日(木) 17:00 必着**（受信分まで）

※ 締切間際は応募が多くメール受信に時間がかかる場合がありますのでご注意ください

※ 締切日時を過ぎた申請は受付できません

※ 申請書に不備があると受付できない場合や審査対象外となる場合があります

※ 提出された申請書の差替えは原則としてお受けできません

6. 助成対象者の決定

当財団の選考委員会における公正な審査結果に基づき、理事会で助成対象者および助成金額を決定し、その結果を7月中旬に申請者に郵送する

7. 助成金の交付

助成金は選考結果に基づき下記を上限として9月末に交付する

自然科学・技術（1） 1,000,000円/年

自然科学・技術(2)	1,000,000円/年
人文・社会科学	700,000円/年
特別テーマ【水を究める】	1,000,000円/年
萌芽的研究	500,000円/年

8. 継続助成について

【応募資格】：前年度に次の研究助成を受けている、又は継続助成を受けている研究者
自然科学・技術(1), 自然科学・技術(2), 人文・社会科学, 特別テーマ（萌芽的研究は除く）

※継続助成への応募は2回までとする

【申請】：以下の書類をE-mailに添付して申請者ご本人より提出

- ① 申請書（継続助成申請書は事務局より対象者にメールで送付）
- ② 2019年度の申請時点における成果 および2019年9月末時点で予想される研究成果（A4,1枚）

【採択予定数】：9件

※助成対象期間,採択された後の義務,助成対象者の決定,助成金交付 及び留意事項は国内研究助成募要項に同じ

留意事項

採択された研究の取扱い

1. 水環境に関する技術の振興に資するため、助成対象として採択された研究テーマ、氏名、所属機関を当財団ホームページで公開し普及を図る
2. 研究成果は当財団ホームページに「研究成果報告書の請求」窓口を設け、閲覧希望の方に研究成果報告書のコピーを郵送する。
※研究成果報告書は、研究者が了解しない場合を除き原則公開とする

変更・中止の取扱い

助成金受給者は、採択が決定した後に研究内容及び助成金使用を著しい変更をしようとするとき、あるいは研究を中止しようとするときには、事前に財団理事長宛、書面以下について報告し承認を得なければならない。

1. 研究内容及び助成金使用を著しく変更しようとするとき
変更点、変更理由、変更後の助成金使用内容
2. 研究を中止しようとするとき
理由

取り消し又は返還要求

助成金受給者が次の事項に該当する場合は、助成金の交付決定を取消または助成金の返還を求める

1. 助成対象となっている研究を中止した場合
2. 当財団理事長の事前の承認を得ることなく助成対象となっている研究内容を著しく変更した場合
3. 成果報告書の提出、経理報告書の提出などに関する助成金受給者の義務に反する行為があった場合
4. 助成期間終了時に残額が生じた場合

以上

* 募集要項、留意事項をご確認のうえ申請者ご本人よりご応募ください